

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十八年三月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年九月十一日奈良県指令建第九六一九九号

平成二十八年二月十五日奈良県指令建第九六一九九一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年三月二日建第八六二九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年三月二日建第五一五八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町興留一丁目二〇〇番二、二〇〇番三、二〇〇番八、二〇二番二、二〇二番三、二〇三番五、二〇三番六、二〇三番七、二〇三番八、二〇五番一、二〇五番三、六七八番二及び六七九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡河合町泉台三丁目八番一八号

株式会社アイア奈良 代表取締役 南正利

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町興留一丁目二〇〇番八の一部、二〇二番二の一部、二〇二番三の一部、二〇三番五の一部、二〇三番六、二〇三番七、二〇三番八、二〇五番一の一部及び二〇五番三の一部
下水道 生駒郡斑鳩町興留一丁目二〇二番二、二〇二番三、二〇三番五、二〇三番七及び二〇三番八の各一部

一 許可番号

平成二十七年十一月十一日奈良県指令建第九六一一三〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年三月二日建第八六三〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年三月二日建第五一五九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市小南町五四五番九の一部、五四五番一四、五四五番一五、五四五番一六、五四五番一七、五四五番一八、五四五番一九、五四五番二〇、五四五番二一及び五四五番二二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大宮町一丁目六番二一

株式会社やまと不動産 代表取締役 森本勇人

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市小南町五四五番九の一部及び五四五番一四

下水道 大和郡山市小南町五四五番一四の一部